



記号

市街化区域	0.125 0.25 0.5
市街化調整区域	0.125 0.25 0.5
高度地区	0.125 0.25 0.5
市街化区域	0.125 0.25 0.5
市街化調整区域	0.125 0.25 0.5
高度地区	0.125 0.25 0.5

凡例

市街化区域	0.125 0.25 0.5
市街化調整区域	0.125 0.25 0.5
高度地区	0.125 0.25 0.5
市街化区域	0.125 0.25 0.5
市街化調整区域	0.125 0.25 0.5
高度地区	0.125 0.25 0.5

凡例

市街化区域	0.125 0.25 0.5
市街化調整区域	0.125 0.25 0.5
高度地区	0.125 0.25 0.5
市街化区域	0.125 0.25 0.5
市街化調整区域	0.125 0.25 0.5
高度地区	0.125 0.25 0.5

凡例

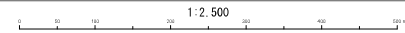
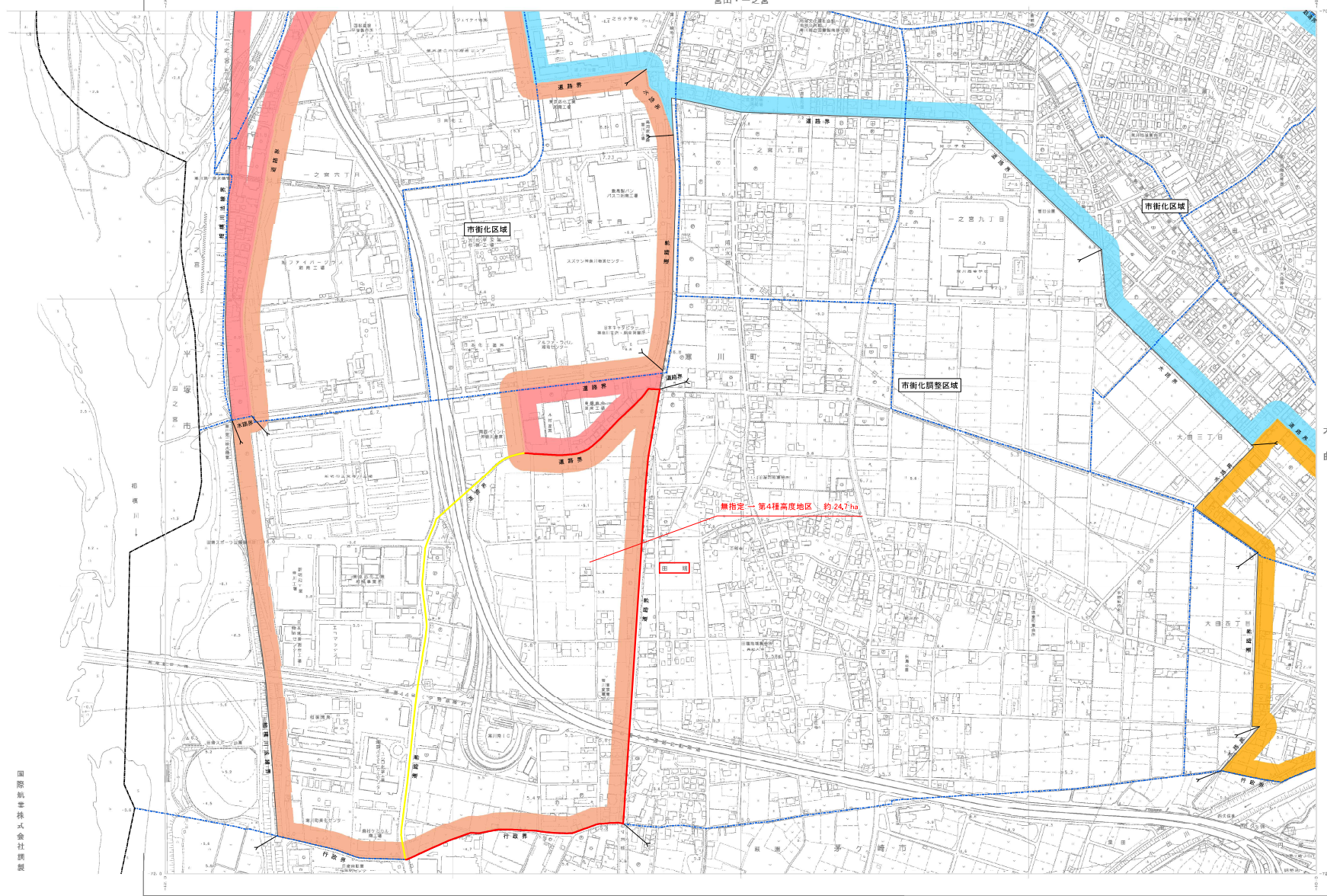
市街化区域	0.125 0.25 0.5
市街化調整区域	0.125 0.25 0.5
高度地区	0.125 0.25 0.5
市街化区域	0.125 0.25 0.5
市街化調整区域	0.125 0.25 0.5
高度地区	0.125 0.25 0.5

凡例

市街化区域	0.125 0.25 0.5
市街化調整区域	0.125 0.25 0.5
高度地区	0.125 0.25 0.5
市街化区域	0.125 0.25 0.5
市街化調整区域	0.125 0.25 0.5
高度地区	0.125 0.25 0.5

IX-MC 39-4

事項	市町名	寒川町
件名	茅ヶ崎都市計画高度地区の変更	
図面の名称	計画図	
縮尺	1/2,500	
番号	1の1	
作成年月日	平成 年 月 日	



この計画は、国土交通省の都市計画法に基づき、同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省の都市計画課において、平成27年11月25日（第156号）の告示により、この計画を公布したものである。この計画は、公布の日から起算して、第1回（第1回）の都市計画審議会が開催されるまでの間、この計画に基づき、都市計画決定の効力を生ずる。この計画は、公布の日から起算して、第1回（第1回）の都市計画審議会が開催されるまでの間、この計画に基づき、都市計画決定の効力を生ずる。この計画は、公布の日から起算して、第1回（第1回）の都市計画審議会が開催されるまでの間、この計画に基づき、都市計画決定の効力を生ずる。

平成二十八年三月作成

国際航空株式会社製